



市からのお知らせ

●問い合わせ先 ●市ホームページ
●お問い合わせ先 ●市ホームページ

案内

●夏の交通事故防止運動

7月11日(日)から20日(月)までの10日間、夏の交通事故防止運動を実施します。
①過労運転・無謀運転の防止 ②子どもと高齢者の交通事故防止 ③自転車の交通事故防止を運動の重点としています。

一人一人が交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組んで、交通事故防止に努めてください。

●市民安全課(☎235・4789)。

●浄化槽の点検・清掃・検査を

浄化槽を所有する方は、次の義務があります。

◇保守点検：浄化槽の機能の点検・診断、消毒剤の点検・清掃時期の判定など。一般家庭は4カ月に1回以上、県知事の登録を受けた業者に委託してください

◇清掃：浄化槽の汚泥を引き抜き、機械類の洗浄や掃除など。年1回以上(全ばつき型方式は6カ月に1回)、市の許可を受けた業者に依頼してください

◇法定検査：浄化槽が正常に稼働しているかを検査します。使用開始後3～8カ月以内に1回、その後は年1回、県知事が指定した

検査機関による検査を受けてください。

●保守点検(社)神奈川県生活水保全協会(☎0467・25・3542)、清掃(株)ジェシー(☎231・4227)、法定検査(財)神奈川県労働衛生福祉協会(☎045・333・8727)、総合問い合わせ(県)厚木保健福祉事務所環境衛生課(☎224・1111)、市資源対策課(☎235・4922)。

●緑化奨励制度(活用を)

市では、緑豊かなまちづくりを進めるため、次のとおり緑化奨励制度を設けています。皆さんもこの制度を活用し、緑化推進にご協力をお願いします。

○自然緑地保全区域

樹木が健全で、面積が50平方メートル以上の樹林地を、自然緑地保全区域として指定し、所有者等に奨励金を交付しています

○自然緑地保存樹木

幹回りが1.5メートルなど一定の条件を満たす樹木を、自然緑地保存樹木として指定し、所有者等に奨励金を交付しています

○生垣設置

住宅地に新たに生垣を設置または植え替えをする方で、一定の条件を満たす場合、所有者等に奨励金を交付しています

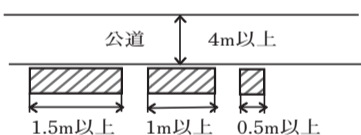
○保存生垣

制度名	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木
対象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500㎡以上あること	幹回り(地上から1.5mの高さ)が1.5m以上、高さが3m以上あり、健全で美観に優れている樹木
指定期間	5年間(所有者等の同意により、指定の更新もできます)	
奨励金額(年額)	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100㎡あたり1,500円を加算した額	樹木1本につき4,000円。並木の場合は、1本につき1,000円

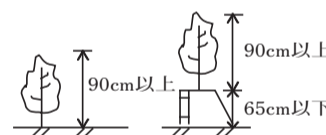
生垣設置等奨励制度

制度名	生垣設置	保存生垣
対象となる生垣	①住宅用地で公道等(幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む)に接する生垣の長さの合計が3m以上であること(図1)参照 ②樹高90cm以上で、植栽本数は1mにつき2本以上を原則とする ③樹木の種類は、市長が推奨するもので、健全であること。ただし、イブキ類、ハイジャクシソウ類を除く ④生垣の土台の高さは、宅地面から65cm以下であること(図2)参照	①左の要件を満たすもので、生垣を設置後、5年以上経過していること ②指定期間は5年。必要に応じて1回更新することができます
奨励金額	1mにつき5,000円(端数は切り捨て)。当該年度中、同一敷地内における最高限度額は150,000円	1mにつき400円(端数は切り捨て)。年度途中で指定を受けた場合で指定期間が6カ月に満たない場合は、2分の1の金額となります
手続き方法等	生垣を設置する前に公園緑地課へ申請してください	公園緑地課へ申請してください

(図1) (生垣設置の例)合計で3m以上



(図2) 樹木の高さは90cm以上、土台の高さは65cm以下



●8月31日までに申請を

免除の承認期間は、7月から翌年6月までです。1年間の免除を希望する方は、8月31日(日)までに申請してください(期日までに申請できない場合でも、要件に該当していれば、その後の申請により、さかのぼって承認されます)。

将来の老齢基礎年金の受給額は、保険料を全額納付した場合と比較して、全額免除は3分の1の額、4分の3免除は2分の1、半額免除は3分の2、4分の1免除は6分の5となります。なお、免除期間経過後10年以内に追納すれば、満額受給できます。

※この受給額は今年度改定される予定です。

●手続きに必要なもの

- ①年金手帳 ②印鑑(本人が署名する場合は不要)
- ③平成21年1月1日現在の住所が市外の方は旧住所での課税証明など
- ④失

●保険料免除の対象となる年間所得額の目安

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
4人世帯(夫婦、子ども2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※4人世帯と2人世帯の夫婦は、夫または妻のどちらかのみに所得がある世帯の場合です

業等の場合は雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど(離職日が20年3月31日以降のもの)。
※平成20年度の保険料が全額免除または猶予承認済みで、「継続申請申出者」の方は除きます。

●LPガス空ポンベを回収

海老名市危険物安全推進協議会では、LPガスボンベによる火災などの事故を防ぐため、家庭用の空となったLPガス空ポンベを回収します(事前申込制)。

▽回収日 7月10日(日)の午前中。

※ごみ・資源集積所にポンベを出さないでください。また、カートリッジ式ボンベと消火器は回収しません。

●7月9日(日)まで

に、電話で消防本部予防課(☎231・0948)へ受付(8時30分～17時15分)へ。

募集

●市民活動支援施設の検討委員会委員

市では、生涯学習やスポーツ・青少年育成・団体交流・災害対策など、さまざまな機能を併せ持つとともに、市民が自主的に行う市民活動を支援する、「(仮称)市民活動支援施設」の建設を計画しています。そこで、この施設の基本的な考え方を調査・研究し、提言書の作成を行う検討委

今月の納税・納付

一納期限は7月31日(日)です

- ◆固定資産・都市計画税(2期)
 - ◆国民健康保険税(2期)
 - ◆清掃手数料(会社等=6月分)
 - ◆市営住宅使用料(7月)
 - ◆保育所保育料(7月)
 - ◆介護保険料(2期)
 - ◆後期高齢者医療保険料(1期)
- 安全・便利な
口座振替のご利用を

ご寄付がとう
敬称略

市環境基金へ
▽2万7850円

海老名市さつき研究会

に必要事項を記入の上、7月1日(日)～7日(日)17時までに、直接または郵送・ファクス(番号明記のこと)で同課へ(田圃除く)申し込み時に抽選番号をお知らせします

▽利用者決定

7月8日(日)に抽選の上、決定。当選した方は、誓約書(記名・押印したもの)を指定期日までに直接同課へ提出してください。誓約書の提出がない方は、農園利用が取り消しとなります

◆注意事項

・農園には駐車場がありませんので、車の利用はご遠慮ください

・畑地としてきれいに整備されてはおりません

・水道や物置等の施設はありません

●農政課(☎235・4844、☎233・0346)。

●市民農園の空き区画

市では、市民農園(空き区画)の利用者を募集します。▽対象 市内在住の方

▽募集農園・区画数 上今泉三丁目家庭農園・1区画

▽場所等の詳細は、お問い合わせください

▽区画面積・利用料 1区画約25平方メートル、年間5000円

▽利用期間 平成23年2月未まで(予定) ▽応募方法・期間 所定の申込用紙(農政課で配布。市ホームページからダウンロード可)

●市民文化祭参加者

市では、市民の皆さんとともにつくり育てる「海老名市民文化祭」を秋に開催します。同祭りに出演を希望する方を募集します

●展示部門

▽会場・日程 市市民ギ(7月上旬に続く)